

記

- ・在宅勤務(テレワーク)等による、出勤者数の7割減をめざすこと
- 出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること
- ・職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- ・高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- ・屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯を行うこと
- ・業種別ガイドラインを遵守すること

別添資料1 緊急事態措置を実施すべき区域における要請内容

※参考に「別添資料2 府有施設等の取扱いについて」もあわせて添付しております。

【大阪府HP】緊急事態措置について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html>

※5/7の第49回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の資料は、以下のリンク(第49回)からご覧頂けます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/49kaigi.html

また、会議の様子がライブで中継されたYouTubeのリンク先は、以下のとおりです。

<https://www.youtube.com/watch?v=CB840hSgx8M>

<https://www.youtube.com/watch?v=qs0zCuw1qmg>

大阪府健康医療部生活衛生室

食の安全推進課業務グループ

総括課長補佐 門脇 績

電話:06-6941-0351(内線2561)

直通:06-6944-6702

Fax:06-6942-3910

KadowakiI@mbox.pref.osaka.lg.jp